

○独立行政法人国立科学博物館契約情報公表基準

平成 21 年 12 月 1 日
館 長 決 裁

最 終 改 正
令和 7 年 6 月 30 日
館 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この基準は、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）における業務の公共性及び運営の透明性の確保を図るために、科学博物館が締結した支出の原因となる契約にかかる公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象とする契約)

第 2 条 公表の対象とする契約は、科学博物館の支出の原因となる契約のうち、次に掲げるものとする。

- 一 予定価格が 400 万円を超える工事又は製造
- 二 予定価格が 300 万円を超える財産の買い入れ
- 三 予定賃貸料が年額又は総額が 150 万円を超える物件の借入
- 四 予定価格が 200 万円を超える役務

(公表内容)

第 3 条 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 契約に係る工事、物品又は役務等の名称及び数量
 - 二 契約担当役の氏名
 - 三 契約締結日
 - 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - 五 一般競争入札又は指名競争入札の別（随意契約の場合を除く。）
 - 六 契約金額
 - 七 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるものまたは科学博物館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - 八 落札率（予定価格を公表しない場合を除く。）
 - 九 随意契約によることとした理由（入札の場合を除く。）
 - 十 文部科学省所管の公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に科学博物館の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していればその人数
- 2 前条に掲げる契約のうち、標本の購入にかかるもの及び独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則第 5 条第 1 項第一号アに該当するものについては、前項第一号から第四号の項目の内容が具体的に特定されない表現により公表することができるものとする。

(公表の対象となる取引先の条件)

第 4 条 第 2 条の規定に定める契約のうち、当該契約の相手方において次に掲げるいず

れにも該当するときは、前条の規定に定める公表内容に加えて、これについて公表する。

一 科学博物館の役員を経験した者が在職するとき又は科学博物館の課長相当職以上の職を経験した者が、役員等（取締役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、幹事、支配人その他これらに準ずるもの（発起人及び清算人を含む。）及び、顧問若しくは評議員をいう。）に在職するとき。

二 科学博物館との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているとき。

2 前項について公表する内容は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に該当する者の人数、職名及び科学博物館における最終職名

二 科学博物館との間の取引高

三 総売上高又は事業収入に占める科学博物館との間の取引高の割合が次に掲げるいずれかのときはその区分

イ 3分の1以上2分の1未満

ロ 2分の1以上3分の2未満

ハ 3分の2以上

四 一者応札又は一者応募であるときはその区分

（公表時期及び方法）

第5条 公表の時期及び方法は、当該契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に、科学博物館のホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

（公表期間）

第6条 公表の期間は、前条により公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。

附 則

1 この基準は、平成21年12月1日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

ただし、施行の日より前に契約締結した案件については、第4条に規定する公表期限は適用しない。

2 この基準の適用により、平成18年12月19日に制定した「独立行政法人国立科学博物館随意契約公表基準」（最終改訂平成20年1月1日）は廃止する。

附 則

1 この基準は、平成23年7月1日より施行する。

附 則

1 この基準は、令和7年7月1日より施行する。